

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営の透明性・健全性を確保し、適切な経営を行うことが重要であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐々木 勉	2,711,330	51.76
ジャフコSV4共有投資事業有限責任組合	493,170	9.41
畑中 洋亮	403,730	7.71
野村證券株式会社	245,900	4.69
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	136,700	2.61
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	125,373	2.39
平 強	88,000	1.68
株式会社SBIネオトレード証券	75,900	1.45
大野 尚	60,000	1.15
ビッグ・フィールド・マネージメント株式会社	60,000	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無 佐々木 勉

親会社の有無 なし

補足説明 更新

上記の大株主の状況は、2021年6月30日現在の株主名簿に基づいて記載しており、発行済株式のみで算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	6月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との取引につきましては、一般的な第三者との取引と同様に公正かつ適切であるかなどを留意しつつ、当社及び少数株主に不利益とならないよう法令・規則を遵守し、適切に対応してまいります。

当社は「関連当事者管理規程」を策定し、当社の主要株主及びその近親者との取引について適切に管理しており、取引を新たに開始する場合、取引担当者は事前に新規取引の開始を申請し、その申請内容によって管理本部は関連当事者に該当するかどうかを判定し、関連当事者との取引に該当する場合は、取引の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性を検討し、取締役会の承認を得る必要があります。当該取引が取締役会にて承認された場合、管理本部は関連当事者取引リストに当該取引先を登録し、管理本部長は、関連当事者取引リストに基づき、毎事業年度末時点で取引が継続している関連当事者取引について、当該取引継続の合理性(事業上の必要性)及び取引条件の妥当性を検討し、新たな事業年度開始後最初に開催する取締役会において報告するよう定めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
蓑宮 武夫	他の会社の出身者													
内田 裕子	他の会社の出身者													
唐池 恒二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蓑宮 武夫			同氏は、複数の上場企業の役員を歴任し、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。

内田 裕子		同氏は、ダイバーシティ経営に関する豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。
唐池 恒二		同氏は、企業経営者としての豊富な経験と見識を有しており、その豊富な経験や独立性を活かし、社外取締役という立場から当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に助言を頂戴することを期待しております。また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役と会計監査人は、会計実務上の問題点有無、期間中に直面した困難な問題等、経営者と協議した重要な事項、不正や違法行為の存在、財務報告プロセスの重要監視事項等、その他気付き事項等について、四半期に一度の頻度で意見交換しております。監査役と内部監査人は通期に三度程度の頻度で意見交換しており、内部監査の実施状況によりこれまでの指摘事項の改善状況について、また直近の指摘事項について報告を受けております。

社外監査役員の選任状況	選任している
社外監査役員数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
永津 洋之	公認会計士													
大野 尚	他の会社の出身者													
幸田 好和	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永津 洋之			同氏は、公認会計士としての豊富な経験に基づき、当社に対して有益な助言・提言を期待して社外監査役に選任しています。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから独立役員として選任しております。
大野 尚			同氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見解に基づき、当社に対して有益な助言・提言を期待して社外監査役に選任しています。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから、独立役員として選任しております。
幸田 好和			同氏は、長年にわたるIT企業の経営者として経営全般に渡る高い知見と経験を有しており、このような実績を活かし、社外常勤監査役として取締役を監視するとともに、提言・助言をいただくことも期待しております。 また、当社との間には利害関係はなく、一般株主との利益相反は生ずるおそれがないことから、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新

6名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

ストックオプション制度の導入

当社の役職員に対して、業績向上に対する意欲や士気を高め、中長期的な株式価値の向上を目的として、ストックオプション制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬の導入

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役及び従業員に対して、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、ストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の個人別の決定方針の内容は次のとおりであります。

a.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、譲渡制限付株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

b.基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

c.非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、当該譲渡制限付株式の具体的な内容等については、2020年9月24日開催の定時株主総会で決議され、当社の取締役(社外取締役を除く。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、総額は年額1億円以内としております。各対象取締役への譲渡制限付株式の具体的な支給時期及び配分については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう適切な時期及び配分を取締役会において決定します。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)であります。

d.金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の経営戦略・事業環境、業績、各取締役の職責と目標達成の難易度等を踏まえ、取締役会決議により委任された代表取締役社長がその具体的内容を決定するものとします。但し、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、当社の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業における個々の成果の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会決議により委任された代表取締役社長佐々木勉がその具体的内容を決定するものとします。但し、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役会は必要に応じて協議の上、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえ、代表取締役社長へ意見を具申するものとし、代表取締役社長は当該意見に鑑み、具体的内容を決定するものとします。

f.報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等については、社外取締役及び社外監査役の客観的立場からの意見も踏まえて議論が行われ、その審議が行われ、その審議を十分に尊重して、2021年2月25日開催の当社取締役会にて決定しているため、当期の個人別の報酬等の内容は、当社が定める上記方針に沿うものであると判断しております。

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会で決議された範囲内において、取締役会及び監査役の協議により、決定しております。2021年9月29日開催の定時株主総会にて取締役の報酬額は、年額3億円以内(うち社外取締役1億円以内)、監査役の報酬額を年額3,000万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名(うち社外取締役3名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役3名)であります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役及び社外監査役に対して、管理本部が議案の事前配布等を行うとともに、必要に応じてサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1)企業統治の体制、監査・監督の状況

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役10名(うち3名が社外取締役)により構成されており、取締役会規程に則り、毎月1回の定時取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には、監査役3名(うち3名が社外監査役)が出席し、必要に応じて意見を陳述しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、いずれも社外監査役であります。各監査役は、取締役会に出席するとともに、必要に応じて事業運営における定例会議等にも出席しており、取締役の職務執行を全般にわたって監査しております。また、原則として、毎月1回の監査役会を開催し会社の運営状況等について意見交換を行い、監査方針、監査計画、監査に関する重要事項の協議及び決議を行っております。

c. 会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

d. 内部監査人

当社は、代表取締役社長直轄部門である内部監査室専任者が当社各部門に対し業務監査を実施し、代表取締役社長に対して監査結果を報告しております。代表取締役社長は、監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び要改善事項を通達し、改善状況報告を内部監査人に提出させることとしております。また、内部監査人は、監査役及び会計監査人と監査情報を共有するなど、連携しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、年間500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれかの高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は長らく監査役会設置会社として企業活動を行ってまいりました。当社の人員体制その他に鑑み、監査役及び監査役会が独立した立場から取締役会を監査することが、業務執行の適正性確保に有効であると判断し、現体制を採用しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行っております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、集中日を回避した日程を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	株主がより議決権を行使しやすい環境を整えるため、電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知の議決権行使に係る箇所につきましては英訳を作成し、当社ホームページへの掲載を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家の皆様に透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、IR活動の基本方針、情報開示方法について当社ホームページへの掲載を行っております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けの説明会を開催し、業績や経営方針等の説明を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家向けの情報発信は継続的に強化しており、個別面談やスモールミーティングなど積極的に対応しておりますが、説明会の定期開催については、現時点では予定しておりません。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上にIRサイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員: 取締役管理本部長 CFO 里見 亮陞 IR担当部署: 経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主、エンドユーザーをはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を徹底し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を進めてまいります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後の検討課題と考えております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社ホームページや決算説明会等を通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制として、2019年11月15日の取締役会にて、「業務の適正を確保するための体制」を定める決議を行っており、当社に対する社会的信頼を確保し、適法・適正かつ効率的な事業活動を遂行するため、内部統制システムの運用を行っております。

(2) 内部統制システムの整備の状況

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

a. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 企業の社会的責任を果たすため、MissionやVisionを社内外に対して示したうえで、役職員はこれを遵守します。

イ. 取締役会規程をはじめとする社内諸規程を制定し、規則に基づいた会社運営を行います。

ウ. 取締役会は、取締役会等の重要な会議を通じて各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査します。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含めた取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を、各種法令に準拠した文書管理規程に定めたいうで、適切に保存・管理します。

c. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア. 事業運営に関するリスクについて、毎年度の事業計画に反映し、リスク管理規程に基づき、経営のマネジメントサイクルのなかでリスクの統制を行います。

イ. 各取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じてリスク管理担当役員とリスク管理推進委員に相談し、総合的な対応を図ります。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 事業計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・分析評価のマネジメントサイクルを展開します。

イ. 各職位の責任・権限の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行います。

e. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 行動規範、コンプライアンス管理規程の整備に加え、研修などを活用したコンプライアンス教育を実施し、従業員の法令・企業倫理の遵守を徹底します。

イ. 業務における適法・適正な手続き・手順を明示した社内規程類を整備し運用します。

ウ. 適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、内部監査人による監査を実施します。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。

g. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

ア. 監査役補助使用人の職務執行について、取締役の指揮命令からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保します。

イ. 監査役補助使用人の人事に関する事項については、監査役の意見を尊重します。

h. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

ア. 法令の定めによるもののほか、重要会議へ監査役は出席します。

イ. 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告書に対し、人事上その他の不利益な取り扱いはいりません。

i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長と監査役との定期的な意見交換などの実施や内部監査人と監査役との緊密な連携などにより、監査役の実効性を高めるための環境整備を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の代表取締役社長である佐々木勉は、かねてより反社会的勢力とは絶対に交際しないという信念のもと、現在まで反社会的勢力と関係を持ったことはありません。また、取締役会や経営会議等において、反社会的勢力の排除について、代表取締役社長自ら社員へ啓蒙を実施しております。

当社としては、「反社会的勢力対応規程」を策定しており、反社会的勢力との対応方針、体制、具体的な対応内容を規定しております。新規取引の開始時には「取引先の属性チェックに関するマニュアル」に沿って外部の調査ツールを利用した調査を実施したうえで取引を開始するようワークフロー化されており、もし反社会的勢力からの接触があった場合に備えて「反社会的勢力対応マニュアル」を策定しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理部門の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

その他

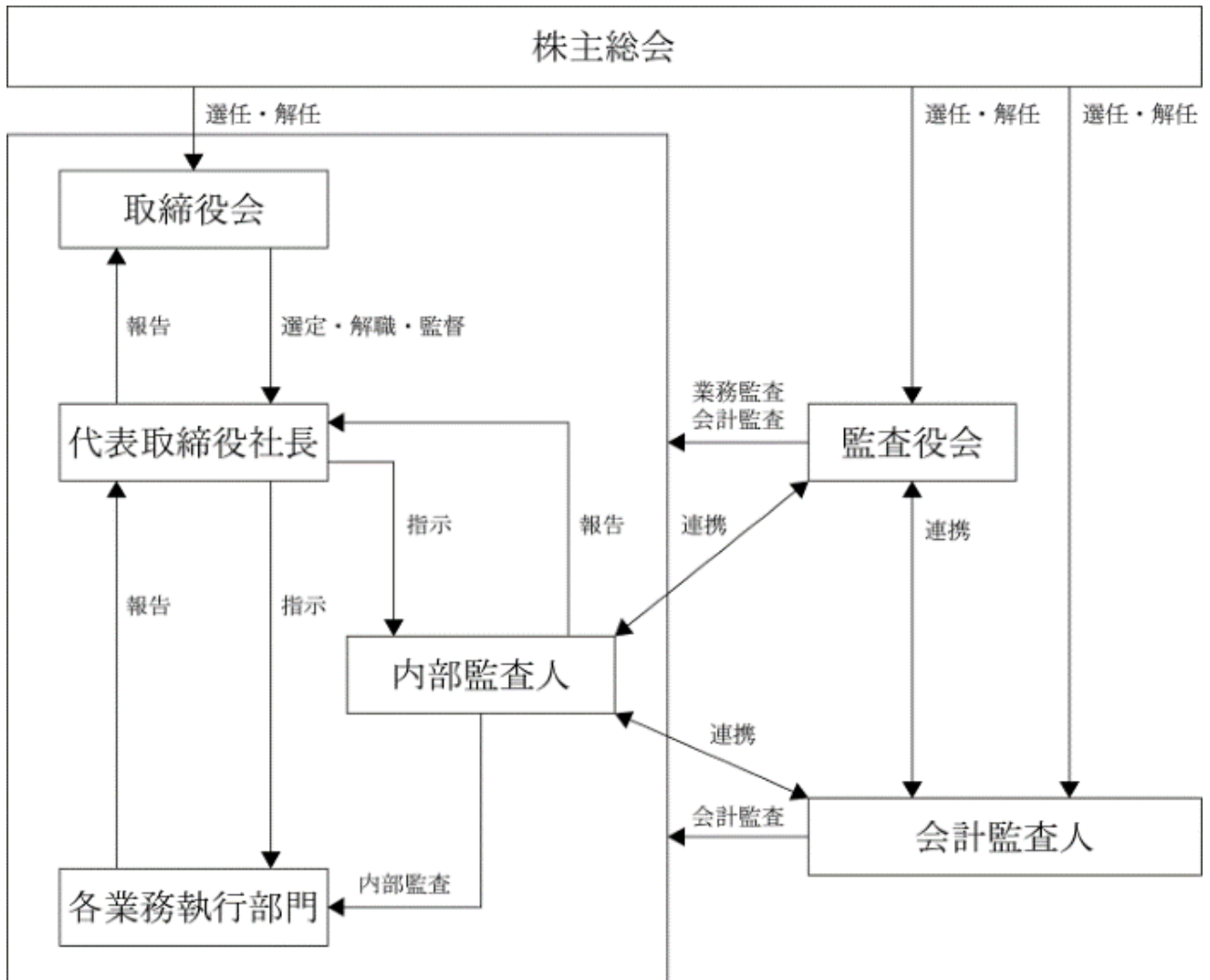
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



適時開示体制の概要（模式図）

